

山形県商店街振興組合青年部交流会開催

青年部交流会は、山形県より補助を受け、商店街の青年部及び若手経営者を対象に、商店街活性化に果たす青年部の役割に必要な知識を習得することを目的に、毎年、他団体との交流を図っている。

今年度は、中心市街地活性化基本計画を策定、国の1号認定を受けた「株式会社まちづくりとやま」を訪問した。

富山市が平成11年に策定した「富山市中心市街地活性化基本計画」に基づいて、広域都心と生活都心の調和する賑わい溢れる中心市街地の再生を目指し、平成12年7月に富山市を始め富山商工会議所、富山市中心地区に位置する商店街組合や商業者を中心とする中小企業者などの出資による第三セクターのTMOとして設立された。しかし、富山市では、人口減少と少子高齢社会を迎える中、都市人口の減少や公共・福祉、医療施設の郊外移転、大規模商業施設の郊外立地により、空き地や空き店舗の発生と来街者の減少が生じ、中心市街地の空洞化に歯止めがかからない状況となっていること、また、全国地方都市の中心市街地の空洞化もとどまらないことから、平成18年には中心市街地活性化法や都市計画法が見直された。

このことを受け、富山市では新たな中心市街地活性化基本計画を策定、平成19年2月8日に国の1号認定を受けました。

「株式会社まちづくりとやま」は、富山市や商工会議所を始めとした関係者とともに、中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられた多くの事業を具体化し、支援していくことにより、さらなる中心市街地の活性化を積極的に進めていきたいと考え、様々な事業を展開され、富山市中心部の活性化に寄与している。

(株)まちづくりとやま
講師の三鍋氏と研修風景



仕事と子育ての両立支援

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、101人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」といいます。)を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が100人以下の事業主には、同様の努力義務があるとしています。

一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称：くるみん)を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

厚生労働省両立支援総合サイト(<http://www.ryouritsu.jp/>)には、一般事業主行動計画策定・届出のほか、両立支援に関する法令等の解説やパンフレットや各種情報等が掲載されております。

1. 働く方々へのお役立ち情報
2. 事業主の方々へのお役立ち情報
3. 一般事業主行動計画公表サイト
4. 自社の取組状況を診断する両立診断サイト
5. 企業に対する支援制度

次世代認定マーク(愛称：くるみん)



※山形県では、山形カシオ株式会社、株式会社山形銀行、日東ベスト株式会社の3社が「くるみんマーク」を取得しています。